

## 行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

財務大臣 鈴木 俊一

令和6年2月2日付（財務省接到：令和6年2月5日）で財務大臣あてに提出された「行政文書開示請求書（文書受付番号：第30003号）」について、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

1 開示する行政文書の名称  
別紙1のとおり

2 不開示とした部分とその理由  
別紙2のとおり

\* この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、財務大臣に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 \* 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

<実施の方法>

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び(2)に記載された日時のうち都合のよい日を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下「令」という。）別表の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料（基本額－開示請求手数料（令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額））
別紙3のとおり				

(注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料相当額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料相当額以下の場合は無料となります。）

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日：令和6年5月20日から令和6年6月20日まで

（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）

時：9:30から17:00まで（12:00から13:00を除く。）

場所：財務省情報公開窓口 東京都千代田区霞が関3-1-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送付に要する費用（見込額）：別紙3のとおり

\* 担当課等

主税局総務課広報係

TEL：03（3581）4111（内5540）

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室

TEL：03（3581）4111（内5623）

## 開示する行政文書の名称

項番	行政文書名	種別
1	令和6年1月16日 所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：所得税関係》 (A4判文書：441枚(うち片面441枚・白黒441頁))	電子
2	令和6年1月19日 所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：所得税関係》 (A4判文書：4枚(うち片面4枚・白黒4頁))	電子
3	令和6年1月22日 所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：所得税関係》 (A4判文書：4枚(うち片面4枚・白黒4頁))	電子
4	令和6年1月29日 所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：所得税関係》 (A4判文書：7枚(うち片面7枚・白黒7頁))	電子
5	令和6年1月16日、令和6年1月19日(差替え)、令和6年1月23日(差替え) 所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：資産税関係》【相続税法、登録免許税法、 租税特別措置法、震災税特法】(A4判文書：140枚(うち片面140枚・白黒140頁))	電子
6	令和6年1月19日 自主修正事項 (A4判文書：2枚(うち片面2枚・白黒2頁))	電子
7	令和6年1月22日 ご指摘事項への対応 (A4判文書：1枚(うち片面1枚・白黒1頁))	電子
8	令和6年1月24日 ご指摘事項への対応 (A4判文書：1枚(うち片面1枚・白黒1頁))	電子
9	令和6年1月29日 自主修正事項 (A4判文書：1枚(うち片面1枚・白黒1頁))	電子
10	令和6年1月16日 所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：国税通則関係》【国税 通則法・国税徴収法】 (A4判文書：58枚(うち片面58枚・白黒38頁・カラー20頁))	電子
11	令和6年1月16日 所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：附則・理由関係》 (A4判文書：31枚(うち片面31枚・白黒31頁))	電子
12	令和6年1月23日 次長御指摘事項 (A4判文書：2枚(うち片面2枚・白黒2頁))	電子
13	令和6年1月16日 所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：消費税関係》 (A4判文書：101枚(うち片面101枚・白黒55頁・カラー46頁))	電子
14	令和6年1月19日 所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：消費税関係》 (A4判文書：4枚(うち片面4枚・白黒2頁・カラー2頁))	電子
15	令和6年1月22日 所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：消費税関係》 (A4判文書：2枚(うち片面2枚・白黒2頁))	電子
16	令和6年1月29日 所得税法等の一部を改正する法律案【附則(消費税関係)】[参考資料] 【自主修正分】 (A4判文書：10枚(うち片面10枚・白黒10頁))	電子

17	令和6年1月16日 所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：酒税・たばこ税関係》 (A4判文書：15枚(うち片面15枚・白黒8頁・カラー7頁))	電子
18	令和6年1月16日 所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：個別間接税関係》 (A4判文書：55枚(うち片面55枚・白黒26頁・カラー29頁))	電子
19	令和5事務年度 法律改正 法制局資料(所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：法人税法関係》令和6年1月16日～令和6年1月29日) (A4判文書：631枚(うち片面631枚・白黒631頁))	文書
20	令和6年1月16日 所得税法等の一部を改正する法律案《参考資料：国際課税関係》 (A4判文書：133枚(うち片面133枚・白黒133頁))	文書

## 不開示とした部分とその理由

行政文書名	不開示とした部分	根拠条項	不開示とした理由
所得税法等の一部を改正する法律案<<参考資料：国税通則法関係>>【国税通則法・国税徴収法】	通-49「査察調査の処理期間（平均値）の推移」と題する表の一部	法第5条第4号 法第5条第6号柱書	本件不開示部分には、特定の事案に係る査察調査の平均期間が記載されており、これを公にした場合、当該内容を踏まえた脱税行為を助長し、あるいは、査察調査から逃れようとする行為を容易にすることが想定されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持及び査察調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
所得税法等の一部を改正する法律案<<参考資料：国税通則法関係>>【国税通則法・国税徴収法】	通-50の一部	法第5条第4号 法第5条第5号 法第5条第6号柱書	本件不開示部分には、査察調査に関する具体的な事実が記載されており、これを公にした場合、当該事実を踏まえた脱税行為を助長し、あるいは、査察調査から逃れようとする行為を容易にすることが想定されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持及び査察調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 また、本件不開示部分には、財務省及び国税庁内部における検討に関する情報が記載されており、これを公にした場合、今後の改正の際の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。
所得税法等の一部を改正する法律案<<参考資料：国税通則法関係>>【国税通則法・国税徴収法】	通-51の一部	法第5条第4号 法第5条第6号柱書	本件不開示部分には、査察事案における具体的な問題点が記載されており、これを公にした場合、当該問題点を踏まえた脱税行為を助長し、あるいは、査察調査から逃れようとする行為を容易にすることが想定されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持及び査察調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
所得税法等の一部を改正する法律案<<参考資料：国税通則法関係>>【国税通則法・国税徴収法】	通-52の一部	法第5条第4号 法第5条第6号柱書	本件不開示部分には、査察事案における具体的な問題点が記載されており、これを公にした場合、当該問題点を踏まえた脱税行為を助長し、あるいは、査察調査から逃れようとする行為を容易にすることが想定されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持及び査察調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
令和5事務年度 法律改正 法制局資料（所得税法等の一部を改正する法律案<<参考資料：法人税法関係>>令和6年1月16日～令和6年1月29日）	法-233「生産方式革新実施計画（仮称）の要件（農業者等、食品等事業者）」の一部	法第5条第5号	当該情報は、農林水産省及び財務省内部における検討に関する情報であって、最終結論には至っていないことから、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
令和5事務年度 法律改正 法制局資料（所得税法等の一部を改正する法律案<<参考資料：法人税法関係>>令和6年1月16日～令和6年1月29日）	法-234「生産方式革新実施計画（仮称）の要件（サービス事業者）」の一部	法第5条第5号	当該情報は、農林水産省及び財務省内部における検討に関する情報であって、最終結論には至っていないことから、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
所得税法の一部を改正する法律案<<参考資料：国際課税関係>>	参-93の一部	法第5条第3号	OECDにおける議論の内、「機密」扱いの文書に記載されている内容であり、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。
所得税法の一部を改正する法律案<<参考資料：国際課税関係>>	参-95の一部	法第5条第3号	OECDにおける議論の内、「機密」扱いの文書に記載されている内容であり、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。

## ○開示の実施の方法等

行政文書の種別・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料（基本額－開示請求手数料（令第13条第1項第2号に規定する開示請求手数料相当額）（令第13条第1項第2号若しくは同号に規定する、行政機関の長が指定するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）） ※開示請求に係る行政文書が「文書」として保存しているものと「電磁的記録」として保存しているものとに分かれているので、「文書」（スキャナにより読み取って作成したPDFファイル）と「電磁的記録」（PDFファイル）の開示の算定に要する各算額（全文書の開示の算定に要する各算額）を、行政文書の種別を「文書」とする欄に一括して記載しています。
所得税法等の一部を改正する法律（2024年2月2日閣議決定）の内閣法制局次長官説明資料（追加等があったものを含む）のうち、参考資料（別紙1参照）  電磁的記録 18ファイル 内 〔片面879枚 白黒775枚 カラー104枚〕	① 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円	1,800円	
	② 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円	8,790円	
	③ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円	9,830円	
	④ CD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R 1枚につき100円に、1ファイルごとに210円を加えた額	3,880円	
	⑤ DVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	DVD-R 1枚につき120円に、1ファイルごとに210円を加えた額	3,900円	
所得税法等の一部を改正する法律（2024年2月2日閣議決定）の内閣法制局次長官説明資料（追加等があったものを含む）のうち、参考資料（別紙1参照）  A4版文書 764枚 内 〔片面764枚 白黒764枚〕	① 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき100円	800円	2,300円
	② 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円	7,640円	16,130円
	③ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円	7,640円	17,170円
	④ スキャナにより読み取ってできた電子的記録をCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R 1枚につき100円に、文書1枚にごとに10円を加えた額 ※「電子的記録」を複写した同じCD-Rに複写可能のため、CD-Rの手数料は加算しない。	7,640円	11,220円
	⑤ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	DVD-R 1枚につき120円に、文書1枚にごとに10円を加えた額 ※「電子的記録」を複写した同じDVD-Rに複写可能のため、DVD-Rの手数料は加算しない。	7,640円	11,240円

（注） CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

## 送付に要する費用の額

- ①用紙に出力したものの送付を希望する場合  
 郵送料（見込額）：通常郵便物（定形外） 事前にお問い合わせください。
- ②CD-Rに複写したものの送付を希望する場合  
 郵送料（見込額）：通常郵便物（定形外） 100gまで 140円
- ③DVD-Rに複写したものの送付を希望する場合  
 郵送料（見込額）：通常郵便物（定形外） 100gまで 140円